

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令改正 に関するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
変更案概要を環境省ホームページに掲載
記者発表（環境省記者クラブ）
資料の配付
- (2) 意見提出期間
平成14年7月5日から7月19日まで（15日間）
- (3) 意見提出方法
郵送、ファックス又は電子メール
- (4) 意見提出先
環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

・封書によるもの	1通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	3通
合計	4通

3 整理した意見総数

・今回の改正案に係るもの	5件
・その他の意見等	0件

国内希少野生動植物種の追加に関するパブリックコメントの実施結果

ご 意 見	対 応 方 針
スイゲンゼニタナゴ	
<p>スイゲンゼニタナゴは朝鮮半島にも生息するので、ニッポンバラタナゴなど、日本固有種から指定すべきではないか。</p> <p>生息地がわかると捕獲圧も増加するので、生息地の公開には極めて慎重になるべきである。</p> <p>生態系の問題は複雑であるので、法的な制限をかけるかどうかは、方法や時期について、各方面の知識者と話し合っただけで決定して欲しい。</p> <p>スイゲンゼニタナゴの指定に反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡水魚類には、これ以外にも絶滅の危機に瀕しているものは数多い。それらを採集行為だけを禁止している現行の保護法案の枠に当てはめて行けば川に入って生き物と触れ合うこともできなくなる。希少動物は研究機関だけで遺伝的多様性のかけたものがただ数を保っているだけのものとも成りかねない。 ・スイゲンゼニタナゴは多くの方が既に飼っており、採集の禁止はかえってその価値を高めるだけである。 	<p>国外の生息状況にかかわらず、我が国のレッドリストに掲載された絶滅のおそれのある野生動植物のうち、生息状況が把握された種を指定している。</p> <p>生息・生育地の情報については、流用等が生じないように、厳正に管理する。</p> <p>指定に先立つ環境省の生息調査の中で、専門家や地元の有識者の意見を聞くとともに、関係地方公共団体とも調整を行っている。今後の他の種の指定にあたっては、同様にヒアリング等を行っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の指定により、個体の捕獲、譲渡し等が直ちに原則禁止となる他、将来的に生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定が可能となる。 ・今回国内希少野生動植物種に指定することにより、新たな捕獲や譲渡しは原則禁止されるので、新たな捕獲による減少に歯止めがかかる。また、生息地の監視等も行っていく考えである。
チョウセンキバナアツモリソウ	
<p>盗掘が最大の要因とあるが、盗掘は心無い人の行為によるものであるため、それとは別に環境の変化に起因する何らかの減少要因を明記する必要があるのではないか。</p>	<p>チョウセンキバナアツモリソウについては、盗掘が主因であり、他の要因は認め難いと、地元関係者も含め認識しているところ。</p>